

孝明居宅介護支援事業所

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
安曇野市指定 第2072700525号

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目 次

1、事業者	1
2、事業所の概要	1
3、事業実施地域及び営業時間	1
4、職員の体制	2
5、当事業所が提供するサービスと利用料金	2
6、サービスの利用に関する留意事項	5
7、秘密の保持について	5
8、事故発生時の対応について	6
9、苦情の受付について	6
10、事業継続計画の策定について	7
11、感染症の予防及び蔓延防止について	7
12、虐待防止について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 孝 明
- (2) 法人所在地 安曇野市明科七貴 3 6 8 1 番地
- (3) 電話番号 0 2 6 3 - 6 2 - 5 8 8 0
- (4) 代表者氏名 理事長 丸山 慶四郎
- (5) 設立年月 平成 2 年 5 月 8 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的・運営方針
 - ① 要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮してサービスを提供いたします。
 - ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮してサービスを提供いたします。
 - ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立にサービスを提供いたします。
 - ④ 事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む）、地域包括支援センター、他の居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めサービスを提供いたします。
- (3) 事業所の名称
孝明居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 長野県安曇野市穂高北穂高 2 5 3 1 - 3
- (5) 電話番号 0 2 6 3 - 8 2 - 1 3 2 3
- (6) 管理者氏名 若狭 悦子
- (7) 開設年月日 平成 12 年 10 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 安曇野市（明科、穂高、豊科地区）松川村・池田町
- (2) 営業日及び営業時間
 - ① 営業日 月曜～金曜日
 - ② 休業日 土・日曜日・祝祭日・12 月 29 日～1 月 3 日
 - ③ 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

4. 職員の体制

管理者 常勤 1 名
介護支援専門員 常勤 1 名以上

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

〈サービスの内容〉

- (1) 介護支援専門員は、要介護認定を受けた要介護者等の依頼に基づき、居宅サービス計画を居宅サービス計画ガイドライン（全社協・在宅版ケアプラン）その他課題分析に関する項目を備えるアセスメントツールにより作成します。
- (2) 利用者及びその家族は、当事業所に対して、居宅サービス計画に位置づける居宅サービス事業所等について、複数の事業所の紹介を求めたり、当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を求めたりすることができます。
- (3) 前 6 か月間に当事業所において作成された居宅サービス計画総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 か月間に当事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、別紙にて作成添付し理解を得るようにします。
- (4) 居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を利用者の居宅を訪問・面接して明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- (5) 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議を開催して、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について保険給付の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意をいただきます
- (7) 居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うと共に、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を行います。

- (8) 介護支援専門員は、実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り少なくとも月 1 回実施し、モニタリングの結果を記録します。
- (9) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合、要介護更新認定、要介護区分の変更認定を受けた場合については、原則としてサービス担当者会議を開催するものとします。
- (10) 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜を提供し、又、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行います。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載する。又居宅サービス計画に福祉用具販売を位置づける場合には、当該計画に福祉用具販売が必要な理由を記載します。
- (12) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、地域包括支援センターに利用に係る必要な情報を提供する等の連携を図ります。
- (13) 介護支援専門員は、利用者が入院された際には入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼いたします。

〈サービス利用料金〉

- (1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領できない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いください。

サービスの種類	内 容	料 金
居宅介護支援費(Ⅰ)	居宅介護支援を行った場合 (取扱件数 45 件未満)	要介護 1,2 10,860 円/月
		要介護 3,4,5 14,110 円/月
50%減算	運営基準減算	上記料金の 50%
100%減算	上記減算が 2 ヶ月以上継続している場合	上記料金なし
特定事業所集中減算	居宅介護支援の給付管理の対象となるサービスについて 特定の事業所の割合が 80%以上である場合	－2,000 円/月

初回加算	① 新規に居宅サービス計画を策定した場合 ② 要介護状態区分が２段階以上変更となった場合	3,000 円/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）	入院後当日以内に情報提供（提供方法は問わない）	2,500 円/1 回
入院時情報連携加算（Ⅱ）	入院翌日または翌々日に情報提供（提供方法は問わない）	2,000 円/1 回
退院退所加算	退院退所時、病院又は施設の職員と面談し情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用の調整を行う（初回加算と併せて算定不可）	連携 1 回（カンファレンス参加）・無 4500 円/有 6000 円 連携 2 回（カンファレンス参加）・無 6000 円/有 7500 円 連携 3 回（カンファレンス参加）有 9000 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 月 2 回限度	2000 円/回
通院時情報連携加算	ケアマネジャーが利用者の診察に同席し、医師又は歯科医師へ情報提供行うとともに、情報の提供を受けたうえで居宅サービス計画に記録した場合は 1 か月に 1 回	500 円/回
ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅の訪問等を行った場合（利用者またはその家族の同意必要）	4000 円/月
業務継続計画未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 減算（令和 7.3.31 までは減算適用無し）	

（２）利用料金のお支払方法

前記（１）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求させていただきます。請求書がご自宅に届きましたら、１週間以内に、孝明居宅介護支援事業所にお持ちいただくか、下記の口座への振り込みをお願いいたします。

八十二銀行 池田支店 普通預金 ３０５５２２

孝明居宅介護支援事業所 管理者 若狭 悦子

６．サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（２）介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

7、秘密の保持について

- (1) 当事業所の介護支援専門員その他の従業員は、在職中のみならず退職後においても正当な理由がなく、職務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を他に漏らしません。(社会福祉法人孝明 就業規則 禁止行為に該当)
- (2) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報、家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ、利用者及び家族の同意を文書にて得てから用いることとします。又利用者に関する個人情報を提供する際には、社会福祉法人 孝明 個人情報に関する基本規則に則り、適切に取扱いその保護に努めます。

8、事故発生時の対応について

- (1) 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、町村・ご家族等にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9、苦情処理について

当事業所における苦情やご相談を下記のとおり受け付けます。

＊苦情解決責任者 孝徳館施設長 丸山 三恵子 TEL 0263-82-1323

＊苦情受付担当者 孝明居宅管理者 若狭 悦子 TEL 0263-82-1323

＊受付時間 毎週月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

また、苦情の申し出は、第三者委員への直接申し出の他、長野県・長野県国民健康保険団体連合会・各市町村へ申し出ることができます。

第三者委員

田口 公一 0263-84-0277

宮嶋 勝郎 0263-62-2780

大石 昭明 0263-62-3693

長野県健康福祉部介護支援課 026-235-7111

長野県福祉サービス運営適正化委員会 0120-28-7109

長野県国民健康保険団体連合会 026-238-1580

各市町村介護保険窓口

安曇野市福祉部高齢者介護課 0263-71-2472

安曇野市中央地域包括支援センター	0 2 6 3－7 2－9 9 8 6
安曇野市北部地域包括支援センター	0 2 6 3－8 1－0 7 6 0
北アルプス広域連合	0 2 6 1－2 2－7 1 9 6

また、書面による申し出受付のため、玄関カウンター上に受付箱を常時設置しております。
お気軽にお申し出ください。

10、事業継続計画の策定について

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開をはかるための計画を策定します。

- (1) 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11、感染症の予防及び蔓延防止のための措置について

事業所は、感染症が発症した際の予防、または蔓延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
- (2) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12、虐待の防止について

事業所は、虐待の発生または再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (2) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 孝明居宅介護支援事業所
介護支援専門員氏名 若狭 悦子

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

利用者家族住所

氏 名

(利用者との続柄)

代理人住所

氏 名